

鹿児島県食の安心・安全推進パートナー募集・登録要領

1 募集の目的

県は、地域や職域等における食の安心・安全に関する理解を促進するために、食の安心・安全推進パートナー（以下「パートナー」という）を登録し、正確な情報を提供して人材育成に努める。

2 対象者

以下の(1)または(2)のいずれかを満たし、かつメール受・配信が可能な者とする。

- (1) 食の安心・安全に関心がある方で、県内に居住又は勤務する個人や、県内に事業所等が所在する団体・企業・学校等
- (2) 食の安心・安全に関する取組を既に行っている方で、県内に居住又は勤務する個人や、県内に事業所等が所在する団体・企業・学校等

3 パートナーの役割

県が提供する食の安心・安全に関する情報を、所属する会社や団体等の社員、構成員、家族、友人、地域（町内会等）等へ正確に伝達するとともに、必要に応じて、地域リスクコミュニケーションを実施する。

また、食の安心・安全に関する取組やそれについて学べる施設等の紹介に協力する。

4 パートナーへの支援

- (1) 県は、パートナーに対し以下の情報を提供する。

- ア 食品安全に係る基礎的な情報
- イ 食品衛生情報
- ウ 食品表示情報
- エ 食の安心・安全に関するイベント情報
- オ 生産者の取組情報（K-GAP、環境保全型農業、有機農業等）
- カ その他県内外で発生した食に関する事故等についての情報
- キ その他地域リスクコミュニケーションの促進に関する情報

- (2) パートナーは、地域で自主的に行う食の安心・安全に関する研修や意見交換等の取組において、県が派遣する有識者を活用することができる。

5 応募・登録方法

- (1) 登録を希望する個人及び団体・企業・学校等は、別に定める登録上の注意を確認・了承の上、登録を申し込むこととする。
申込みには当たっては、登録（変更）申込書（様式1）に必要事項を記入の上、メール又はFAXにより、県農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室へ提出する。
- (2) 県は、登録者に登録証を交付する。
- (3) 登録の解除は、登録解除届（様式2）を(1)に準じて提出する。
- (4) (3)の解除の申し出があった場合又は登録を利用した不適切な行為が認められた場合は、登録を解除するものとする。この場合、速やかに登録証を県に返納しなければならない。

6 募集内容の周知

募集に当たっては、募集内容を県のホームページ等により周知する。

附 則

この要領は、平成23年6月22日から施行する。

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

この要領は、平成27年7月15日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。